

平成 16 年 4 月 23 日

各 位

不動産投信発行者名  
 東京都港区西麻布一丁目 2 番 7 号  
 プレミア投資法人  
 代表者名 執行役員 吉田和美  
 (コード番号 8956)

【問合せ先】  
 資産運用会社  
 プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社  
 執行役員 総合企画部長 安武文宏  
 兼 投資運用部付部長  
 (TEL: 03-5772-8551)

### 資産運用委託契約の一部変更に関するお知らせ

プレミア投資法人がプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社と平成 14 年 5 月 15 日付で締結した資産運用委託契約第 7 条第 2 項及び第 3 項に関し、下記のとおり変更を行いましたので、お知らせします。

記

(変更は下線部分)

変 更 案	現 行
(委託業務報酬) 第7条 甲は乙に対して、乙が行う委託業務に対する報酬として、以下の委託業務報酬を以下に定める方法にて支払うものとする。 (2) 運用報酬 2 <u>決算日毎に算定される分配可能金額の3%に相当する金額(1円未満切捨)とし、当該金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を決算確定後1ヶ月以内に支払う。</u> <u>「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される運用報酬2 控除前の税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。</u> (3) 運用報酬 3 運用資産として新たに不動産等(甲が取得する有価証券、信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。)を取得した場合、当該不動産の取得価額(土地・建物一体の取得価額をいい、複数の不動産が同時に取得される場合はそのそれぞれの取得価額とする。但し、消費税及び地方消費税並び	(委託業務報酬) 第7条 甲は乙に対して、乙が行う委託業務に対する報酬として、以下の委託業務報酬を以下に定める方法にて支払うものとする。 (2) 運用報酬 2 <u>決算日毎に次の計算式により算出した金額(1円未満切捨)とし、当該金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を決算確定後1ヶ月以内に支払う。</u> <u>(賃貸収益 + 運用資産の売買損益及び償還差損益 - 諸経費(減価償却費を含む) - 支払利息 - 運用報酬 1) × 3%</u> (3) 運用報酬 3 運用資産として新たに不動産等(甲が取得する有価証券、信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。)を取得した場合、当該不動産の取得価額(土地・建物一体の取得価額をいい、複数の不動産が同時に取得される場合はそのそれぞれの取得価額とする。但し、消費税及び地方消費税並び

変更案	現 行
<p>に取得に伴う費用は除く。)に応じて、以下の料率を乗じた金額の合計額(1円未満切捨)並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を、取得日の属する月の翌月末日までに支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100億円以下の部分に対して、0.5%</li> <li>・ 100億円超 300億円以下の部分に対して、0.2%</li> <li>・ 300億円超 500億円以下の部分に対して、0.05%</li> <li>・ 500億円超の部分に対して、なし</li> </ul> <p>なお、乙の株主及びその連結対象会社から取得した場合は、上記料率の2分の1とする。</p> <p><u>また、投信法第15条第2項に規定する乙の利害関係人等から取得した場合も、上記料率の2分の1とする。</u></p>	<p>に取得に伴う費用は除く。)に応じて、<u>原則として</u>以下の料率を乗じた金額の合計額(1円未満切捨)並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額を、取得日の属する月の翌月末日までに支払う。</p> <p><u>但し、甲の役員会の承認を経た上で、以下の料率を上限とする範囲内で決定した料率とすることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100億円以下の部分に対して、0.5%</li> <li>・ 100億円超 300億円以下の部分に対して、0.2%</li> <li>・ 300億円超 500億円以下の部分に対して、0.05%</li> <li>・ 500億円超の部分に対して、なし</li> </ul> <p>なお、乙の株主及びその連結対象会社から取得した場合は、上記料率の2分の1とする。</p>

以 上

本資料は、兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。